

令和 6 年

松戸市議会 12 月定例会議案

12 月 2 日提出

(追 加 分)

松 戸 市

目 次

議案第47号	松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第48号	特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 頁
議案第49号	松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第50号	松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39 頁

議 案 第 47 号

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため。

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第1条 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（昭和26年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
（期末手当） 第7条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける報酬の月額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の225</u></td></tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td><td><u>100分の180</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td><td><u>100分の135</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の67.5</u></td></tr> </tbody> </table> 3 （略）	在職期間	割合	6か月	<u>100分の225</u>	5か月以上6か月未満	<u>100分の180</u>	3か月以上5か月未満	<u>100分の135</u>	3か月未満	<u>100分の67.5</u>	（期末手当） 第7条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける報酬の月額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の235</u></td></tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td><td><u>100分の188</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td><td><u>100分の141</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の70.5</u></td></tr> </tbody> </table> 3 （略）	在職期間	割合	6か月	<u>100分の235</u>	5か月以上6か月未満	<u>100分の188</u>	3か月以上5か月未満	<u>100分の141</u>	3か月未満	<u>100分の70.5</u>
在職期間	割合																				
6か月	<u>100分の225</u>																				
5か月以上6か月未満	<u>100分の180</u>																				
3か月以上5か月未満	<u>100分の135</u>																				
3か月未満	<u>100分の67.5</u>																				
在職期間	割合																				
6か月	<u>100分の235</u>																				
5か月以上6か月未満	<u>100分の188</u>																				
3か月以上5か月未満	<u>100分の141</u>																				
3か月未満	<u>100分の70.5</u>																				

第2条 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
（期末手当） 第7条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける報酬の月額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の225</u></td></tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td><td><u>100分の180</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td><td><u>100分の135</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の67.5</u></td></tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	<u>100分の225</u>	5か月以上6か月未満	<u>100分の180</u>	3か月以上5か月未満	<u>100分の135</u>	3か月未満	<u>100分の67.5</u>	（期末手当） 第7条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける報酬の月額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の235</u></td></tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td><td><u>100分の188</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td><td><u>100分の141</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の70.5</u></td></tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	<u>100分の235</u>	5か月以上6か月未満	<u>100分の188</u>	3か月以上5か月未満	<u>100分の141</u>	3か月未満	<u>100分の70.5</u>
在職期間	割合																				
6か月	<u>100分の225</u>																				
5か月以上6か月未満	<u>100分の180</u>																				
3か月以上5か月未満	<u>100分の135</u>																				
3か月未満	<u>100分の67.5</u>																				
在職期間	割合																				
6か月	<u>100分の235</u>																				
5か月以上6か月未満	<u>100分の188</u>																				
3か月以上5か月未満	<u>100分の141</u>																				
3か月未満	<u>100分の70.5</u>																				

ては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける報酬の月額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	<u>100分の235</u>
5か月以上6か月未満	<u>100分の188</u>
3か月以上5か月未満	<u>100分の141</u>
3か月未満	<u>100分の70.5</u>

3 (略)

ては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける報酬の月額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	<u>100分の230</u>
5か月以上6か月未満	<u>100分の184</u>
3か月以上5か月未満	<u>100分の138</u>
3か月未満	<u>100分の69</u>

3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議 案 第 48 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第1条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td><td>100分の225</td></tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td><td>100分の180</td></tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td><td>100分の135</td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td>100分の67.5</td></tr> </tbody> </table> 3 （略）	在職期間	割合	6か月	100分の225	5か月以上6か月未満	100分の180	3か月以上5か月未満	100分の135	3か月未満	100分の67.5	（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td><td>100分の235</td></tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td><td>100分の188</td></tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td><td>100分の141</td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td>100分の70.5</td></tr> </tbody> </table> 3 （略）	在職期間	割合	6か月	100分の235	5か月以上6か月未満	100分の188	3か月以上5か月未満	100分の141	3か月未満	100分の70.5
在職期間	割合																				
6か月	100分の225																				
5か月以上6か月未満	100分の180																				
3か月以上5か月未満	100分の135																				
3か月未満	100分の67.5																				
在職期間	割合																				
6か月	100分の235																				
5か月以上6か月未満	100分の188																				
3か月以上5か月未満	100分の141																				
3か月未満	100分の70.5																				

第2条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た	（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た

額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	<u>100分の235</u>
5か月以上6か月未満	<u>100分の188</u>
3か月以上5か月未満	<u>100分の141</u>
3か月未満	<u>100分の70.5</u>

3 (略)

額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	<u>100分の230</u>
5か月以上6か月未満	<u>100分の184</u>
3か月以上5か月未満	<u>100分の138</u>
3か月未満	<u>100分の69</u>

3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議 案 第 49 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げる等するため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特
例に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（初任給調整手当） 第9条の4 初任給調整手当は、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対し、月額<u>185,000円</u>を超えない範囲内の額を採用の日から40年以内の期間、規則で定めるところにより支給する。 2・3 （略）	（初任給調整手当） 第9条の4 初任給調整手当は、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対し、月額<u>185,500円</u>を超えない範囲内の額を採用の日から40年以内の期間、規則で定めるところにより支給する。 2・3 （略）
（期末手当） 第20条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 （略）	（期末手当） 第20条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 （略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）

第20条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額を合算した額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。ただし、当該額が、223,300円に満たないときは、223,300円とする。

4～12 (略)

第20条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額を合算した額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。ただし、当該額が、227,500円に満たないときは、227,500円とする。

4～12 (略)

別表第1（第3条関係）

行政職俸給表

職員の区分	職務の番号	(単位 円)							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900

別表第1（第3条関係）

行政職俸給表

職員の区分	職務の番号	(単位 円)							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100

- 11 -

69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	448,400	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	453,100
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	448,800	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	453,500
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	449,100	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	453,800
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	449,400	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	454,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	449,700	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	454,400
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	450,100	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	454,800
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	450,400	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	455,100
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	450,700	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	455,400
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	451,000	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	455,700
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	451,400	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	456,100
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	451,700	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	456,400
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	452,000	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	456,700
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	452,300	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	457,000
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	452,700	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	457,400
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	453,000	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	457,700
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	453,300	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	458,000
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,400		86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	415,800	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,500		87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	415,900	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	411,700		88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,100	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	411,900		89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,300	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,200		90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	416,600	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,500		91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	416,900	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	412,700		92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,100	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	412,900		93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,300	
94		295,900	343,600		394,100	413,200		94		299,400	347,400		398,300	417,600	
95		296,200	344,100		394,200	413,500		95		299,700	347,800		398,400	417,900	
96		296,600	344,500		394,400	413,700		96		300,100	348,200		398,600	418,100	
97		296,800	344,700		394,600	413,900		97		300,300	348,400		398,800	418,300	
98		297,100	345,100		394,900	414,200		98		300,600	348,800		399,100	418,600	
99		297,500	345,500		395,200	414,500		99		301,000	349,200		399,400	418,900	
100		297,900	345,800		395,400	414,700		100		301,400	349,500		399,600	419,100	
101		298,100	346,100		395,600	414,900		101		301,600	349,800		399,800	419,300	
102		298,400	346,500		395,900	415,200		102		301,900	350,200		400,100	419,600	
103		298,800	346,900		396,200	415,500		103		302,200	350,600		400,400	419,900	
104		299,100	347,300		396,400	415,700		104		302,500	351,000		400,600	420,100	

105	299,300	347,800	396,600	415,900	302,700	351,500	400,800	420,300				
106	299,600	348,200	396,900	416,200	303,000	351,900	401,100	420,600				
107	300,000	348,600	397,200	416,500	303,300	352,300	401,400	420,900				
108	300,300	349,000	397,400	416,700	303,600	352,700	401,600	421,100				
109	300,500	349,500	397,600	416,900	303,800	353,200	401,800	421,300				
110	300,900	349,900	397,900	417,200	304,200	353,600	402,100	421,600				
111	301,300	350,200	398,200	417,500	304,600	353,900	402,400	421,900				
112	301,600	350,500	398,400	417,700	304,900	354,200	402,600	422,100				
113	301,800	351,000	398,600	417,900	305,100	354,700	402,800	422,300				
114	302,000		398,900	418,200	305,300		403,100	422,600				
115	302,300		399,200	418,500	305,600		403,400	422,900				
116	302,700		399,400	418,700	306,000		403,600	423,100				
117	302,900		399,600	418,900	306,200		403,800	423,300				
118	303,100		399,900	419,200	306,400		404,100	423,600				
119	303,400		400,200	419,500	306,700		404,400	423,900				
120	303,700		400,400	419,700	307,000		404,600	424,100				
121	304,100		400,600		307,400		404,800					
122	304,300		400,900		307,600		405,100					
123	304,600		401,200		307,900		405,400					
124	304,900		401,400		308,200		405,600					
125	305,200		401,600		308,500		405,800					
126			401,900				406,100					
127			402,200				406,400					
128			402,400				406,600					
129			402,600				406,800					
130			402,900				407,100					
131			403,200				407,400					
132			403,400				407,600					
133			403,600				407,800					
134			403,900				408,100					
135			404,200				408,400					
			基準	基準	基準	基準	基準					
			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額					
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			256,200	275,600	290,700	260,000	279,700	294,900				
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			定年	定年	定年	定年	定年	定年	定年	定年	定年	定年
			前再	前再	前再	前再	前再	前再	前再	前再	前再	前再
			任用	任用	任用	任用	任用	任用	任用	任用	任用	任用
			短時	短時	短時	短時	短時	短時	短時	短時	短時	短時
			勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務
			職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員

任期 付職 員	170,900	208,000	240,900	271,600	—	—	—	—
---------------	---------	---------	---------	---------	---	---	---	---

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

任期 付職 員	194,500	230,000	261,300	287,300	—	—	—	—
---------------	---------	---------	---------	---------	---	---	---	---

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職俸給表（一）

職員の 区分	職務の 番号	(単位 円)			
		1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
	1	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	403,900	453,300	517,700	604,600
	23	405,500	455,600	519,500	605,600
	24	407,100	457,800	521,300	606,600
	25	408,800	459,800	522,900	607,600
	26	411,000	462,100	524,700	608,600
	27	413,100	464,300	526,500	609,600
	28	415,100	466,600	528,300	610,600
	29	417,200	468,700	529,900	611,600
	30	419,300	470,900	531,700	612,600
	31	420,900	473,200	533,500	613,600
	32	422,600	475,300	535,300	614,600

別表第2（第3条関係）

医療職俸給表（一）

職員の 区分	職務の 番号	(単位 円)			
		1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
	1	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	420,500	464,100	524,000	611,000
	23	422,000	465,900	525,800	611,900
	24	423,500	467,700	527,600	612,900
	25	424,900	469,500	529,200	613,900
	26	426,400	471,300	531,000	614,900
	27	427,900	473,100	532,800	615,900
	28	429,300	474,900	534,600	616,800
	29	430,700	476,700	536,200	617,700
	30	432,200	478,500	538,000	618,600
	31	433,700	480,300	539,800	619,400
	32	435,100	482,100	541,500	620,400

105	608,800				
106	609,700				
107	610,600				
108	611,500				
109	612,400				
110	613,300				
111	614,200				
112	615,100				
113	616,000				
114	616,900				
115	617,800				
116	618,700				
117	619,600				
118	620,500				
119	621,400				
120	622,300				
121	623,200				
122	624,100				
123	625,000				
124	625,900				
125	626,800				
126	627,700				
127	628,600				
128	629,500				
129	630,400				
定年 前重 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	339,700	394,300	467,400	567,400	
任期 付職 員	346,600	406,900	—	—	—

備考 この表は、医師等に適用する。

105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
定年 前重 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	344,400	399,500	473,300	573,800	
任期 付職 員	370,000	426,700	—	—	—

備考 この表は、医師等に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職俸給表（二）

職員の区分	職務の番号	(単位 円)						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300

別表第3（第3条関係）

医療職俸給表（二）

職員の区分	職務の番号	(単位 円)						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300

105	295,500	332,200	354,300		
106		332,400			
107		332,800			
108		333,000			
109		333,200			
110		333,600			
111		334,000			
112		334,400			
113		334,600			
定年前再任用 短時間勤務職員	—	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	—
	—	256,200	275,600	290,700	—
任期付職員	170,900	240,900	271,600	—	—

備考 この表は、栄養士等に適用する。

105	298,900	335,800	335,100			
106		336,000				
107		336,400				
108		336,600				
109		336,800				
110		337,200				
111		337,600				
112		338,000				
113		338,200				
定年前再任用 短期勤務職員	—	—	基準俸給月額	基準俸給月額	—	—
			基準俸給月額	基準俸給月額	—	—
	—	—	260,000	279,700	294,900	—
任期付職員	194,500	230,000	261,300	287,300	—	—

備考 この表は、栄養士等に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職俸給表（三）

職員の 区分	職務の 番号	(単位 円)					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200

別表第4（第3条関係）

医療職俸給表（三）

職員の 区分	職務の 番号	(単位 円)					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900

[illegible]

[illegible]

任期 付職 員	170,900	208,000	240,900	271,600	—	—	—
---------------	---------	---------	---------	---------	---	---	---

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、看護士等に適用する。

任期 付職 員	194,500	230,000	261,300	287,300	—	—	—
---------------	---------	---------	---------	---------	---	---	---

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、看護士等に適用する。

別表第5（第3条関係）

教育職俸給表

職員の 区分	職務の 番号	(単位 円)				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	179,800	193,900	274,900	303,200	408,500
	2	181,300	196,000	277,200	305,800	410,000
	3	182,900	198,100	279,500	308,600	411,500
	4	184,400	200,300	281,600	311,000	412,900
	5	186,000	202,400	283,800	313,300	414,200
	6	188,000	204,500	286,000	315,400	415,600
	7	189,800	206,600	288,200	317,500	417,000
	8	191,700	208,700	290,300	319,600	418,400
	9	193,400	210,900	292,400	321,600	419,800
	10	195,600	213,300	294,700	323,800	421,200
	11	197,600	215,600	297,000	326,100	422,600
	12	199,600	217,800	299,100	328,400	423,900
	13	201,700	220,200	301,300	330,600	425,200
	14	203,800	221,900	303,100	332,400	426,600
	15	205,900	223,400	304,900	334,200	428,000
	16	208,000	224,900	306,600	335,900	429,400
	17	210,200	226,600	308,200	337,600	430,600
	18	212,400	227,900	310,400	339,600	431,900
	19	214,600	229,100	312,500	341,600	433,100
	20	216,400	230,400	314,800	343,600	434,400
	21	218,600	232,100	316,800	345,600	435,500
	22	220,200	233,800	319,000	347,200	436,700
	23	221,700	235,500	321,200	348,800	438,000
	24	223,200	237,100	323,500	350,300	439,300
	25	224,700	238,600	325,700	351,800	440,600
	26	225,700	240,600	327,900	353,600	441,800
	27	226,800	242,500	330,000	355,300	442,800
	28	228,000	244,400	332,000	357,000	443,900
	29	229,500	246,100	334,000	358,600	445,100
	30	231,000	248,500	335,400	360,200	445,900
	31	232,500	250,900	336,800	361,800	446,700
	32	234,000	253,300	338,400	363,300	447,600

別表第5（第3条関係）

教育職俸給表

職員の 区分	職務の 番号	(単位 円)				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	202,800	221,300	298,200	323,900	413,600
	2	205,100	223,700	300,000	326,000	415,100
	3	207,400	226,100	301,800	328,100	416,600
	4	209,700	228,500	303,600	330,200	418,000
	5	211,900	230,900	305,400	332,200	419,300
	6	214,300	233,300	307,200	334,300	420,700
	7	216,500	235,700	309,000	336,400	422,100
	8	218,700	238,100	310,700	338,500	423,500
	9	220,900	240,500	312,400	340,500	424,900
	10	223,200	242,100	314,200	342,600	426,300
	11	225,400	243,700	316,000	344,700	427,700
	12	227,600	245,300	317,800	346,700	429,000
	13	229,900	246,900	319,700	348,700	430,300
	14	232,000	248,400	321,500	350,200	431,700
	15	234,100	249,800	323,300	351,700	433,100
	16	236,200	251,200	325,000	353,200	434,500
	17	238,300	252,600	326,600	354,600	435,700
	18	240,200	253,800	328,500	356,000	437,000
	19	241,900	255,000	330,400	357,400	438,200
	20	243,500	256,200	332,300	358,800	439,500
	21	245,200	257,600	334,100	360,200	440,600
	22	246,400	258,800	336,100	361,500	441,700
	23	247,700	260,100	337,900	362,800	442,900
	24	249,000	261,400	339,700	364,100	444,100
	25	250,200	262,700	341,400	365,300	445,400
	26	251,200	264,500	343,100	366,600	446,600
	27	252,300	266,300	344,700	367,800	447,600
	28	253,400	268,100	346,300	369,000	448,700
	29	254,600	269,800	347,900	370,200	449,900
	30	255,900	272,000	349,200	371,400	450,700
	31	257,100	274,200	350,400	372,600	451,500
	32	258,300	276,400	351,600	373,700	452,400

141	317,800	402,400			
142	318,000	402,700			
143	318,300	403,000			
144	318,600	403,300			
145	318,800	403,500			
146	319,000	403,800			
147	319,300	404,100			
148	319,600	404,300			
149	319,800	404,500			
150	320,000	404,800			
151	320,300	405,100			
152	320,600	405,300			
153	320,800	405,500			
154	321,000	405,800			
155	321,300	406,100			
156	321,600	406,300			
157	321,800	406,500			
158	322,000	406,800			
159	322,300	407,100			
160	322,600	407,300			
161	322,800	407,500			
定年前任用 短時間勤務職員	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額
	228,500	272,100	299,100	325,500	406,600
任期 付職員	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額
	205,900	226,600	274,900	286,200	393,100

備考

- 1 この表は、松戸市立高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。）及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

141	321,600	406,700			
142	321,800	407,000			
143	322,100	407,300			
144	322,400	407,600			
145	322,600	407,800			
146	322,800	408,100			
147	323,100	408,400			
148	323,400	408,600			
149	323,600	408,800			
150	323,800	409,100			
151	324,100	409,400			
152	324,400	409,600			
153	324,600	409,800			
154	324,800	410,100			
155	325,100	410,400			
156	325,400	410,600			
157	325,600	410,800			
158	325,800	411,100			
159	326,100	411,400			
160	326,400	411,600			
161	326,600	411,800			
定年前任用 短時間勤務職員	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額
	232,000	276,000	303,400	330,000	411,900
任期 付職員	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額
	234,100	252,600	298,200	306,900	398,200

備考

- 1 この表は、松戸市立高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。）及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 (略)
(勤勉手当) 第20条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額を合算した額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(勤勉手当) 第20条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額を合算した額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「企業職員等」という。）は除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th><th>俸給月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>427,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>477,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>539,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>615,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>718,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>839,000円</td></tr> </tbody> </table> 2～5 (略) (給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第17条の3、第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条の3中「第9条の2に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第9条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」	号俸	俸給月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	5	615,000円	6	718,000円	7	839,000円	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「企業職員等」という。）は除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th><th>俸給月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>392,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>440,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>492,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>555,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>634,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>740,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>864,000円</td></tr> </tbody> </table> 2～5 (略) (給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第17条の3、第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条の3中「第9条の2に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第9条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」	号俸	俸給月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	6	740,000円	7	864,000円
号俸	俸給月額																																
1	380,000円																																
2	427,000円																																
3	477,000円																																
4	539,000円																																
5	615,000円																																
6	718,000円																																
7	839,000円																																
号俸	俸給月額																																
1	392,000円																																
2	440,000円																																
3	492,000円																																
4	555,000円																																
5	634,000円																																
6	740,000円																																
7	864,000円																																

とあるのは「100分の170」とする。

3 (略)

別表第1 (第8条関係)

任期付短時間勤務資格職員俸給表 (一)

号俸	俸給月額
1	<u>167,800円</u>
2	<u>169,200円</u>
3	<u>170,500円</u>
4	<u>171,700円</u>
5	<u>173,000円</u>
6	<u>174,400円</u>
7	<u>175,800円</u>
8	<u>177,100円</u>
9	<u>178,400円</u>
10	<u>179,600円</u>
11	<u>180,800円</u>
12	<u>182,000円</u>

備考 この表は、別表第2の適用を受けない任期付短時間勤務資格職員に適用する。

別表第2 (第8条関係)

任期付短時間勤務資格職員俸給表 (二)

号俸	俸給月額
1	<u>188,500円</u>
2	<u>189,400円</u>
3	<u>190,500円</u>
4	<u>191,700円</u>
5	<u>192,500円</u>
6	<u>193,400円</u>
7	<u>194,700円</u>
8	<u>196,100円</u>
9	<u>197,200円</u>
10	<u>198,200円</u>
11	<u>199,200円</u>
12	<u>200,400円</u>

備考 この表は、看護師、保健師等に適用する。

とあるのは「100分の175」とする。

3 (略)

別表第1 (第8条関係)

任期付短時間勤務資格職員俸給表 (一)

号俸	俸給月額
1	<u>185,500円</u>
2	<u>186,700円</u>
3	<u>188,000円</u>
4	<u>189,200円</u>
5	<u>190,400円</u>
6	<u>191,600円</u>
7	<u>192,800円</u>
8	<u>194,000円</u>
9	<u>195,200円</u>
10	<u>196,300円</u>
11	<u>197,500円</u>
12	<u>198,600円</u>

備考 この表は、別表第2の適用を受けない任期付短時間勤務資格職員に適用する。

別表第2 (第8条関係)

任期付短時間勤務資格職員俸給表 (二)

号俸	俸給月額
1	<u>209,200円</u>
2	<u>210,100円</u>
3	<u>211,000円</u>
4	<u>211,900円</u>
5	<u>212,800円</u>
6	<u>213,700円</u>
7	<u>214,600円</u>
8	<u>215,500円</u>
9	<u>216,300円</u>
10	<u>217,100円</u>
11	<u>218,000円</u>
12	<u>218,900円</u>

備考 この表は、看護師、保健師等に適用する。

第4条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第17条の3、第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条の3中「第9条の2に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第9条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 (略)	(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第17条の3、第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条の3中「第9条の2に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第9条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
 - 第1条の規定（松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第9条の4、附則第3項、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付条例」という。）第7条第1項の表、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
 - 第1条の規定（給与条例第20条第2項、同条第3項及び第20条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）又は第3条の規定による改正後の任期付条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定を適用する場合においては、第

1 条の規定による改正前の給与条例又は第 3 条の規定による改正前の任期付条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

議 案 第 50 号

松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定める。

令和6年12月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

常勤職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給割合
及び初任給調整に係る報酬上限額を引き上げる等するため。

松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第1条 松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第18条の2 （略） 2・3 （略） 4 フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第18条の2 （略） 2・3 （略） 4 フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
（パートタイム会計年度任用職員の報酬） 第20条 （略） 2 （略） 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に<u>12を乗じて得た額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たもので</u>除して得た額とする。 4 （略）	（パートタイム会計年度任用職員の報酬） 第20条 （略） 2 （略） 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を<u>162.75で</u>除して得た額とする。 4 （略）
（パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬） 第22条 給与条例別表第2に規定する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則に定めるものに新たに採用されたパートタイム会計年	（パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬） 第22条 給与条例別表第2に規定する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則に定めるものに新たに採用されたパートタイム会計年

度任用職員に対し、第7条に規定する手当に相当する報酬を、初任給調整に係る報酬として月額<u>184,700円</u>を超えない範囲内で、市長が別に定めるところにより支給する。 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第30条の2 (略) 2・3 (略) 4 パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	度任用職員に対し、第7条に規定する手当に相当する報酬を、初任給調整に係る報酬として月額<u>185,500円</u>を超えない範囲内で、市長が別に定めるところにより支給する。 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第30条の2 (略) 2・3 (略) 4 パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
--	--

第2条 松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第18条の2 (略) 2・3 (略) 4 フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第30条の2 (略) 2・3 (略) 4 パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第18条の2 (略) 2・3 (略) 4 フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第30条の2 (略) 2・3 (略) 4 パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第20条第3項及び第22条の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（条例第18条の2第4項及び第30条の2第4項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。